

新潟市教育委員会 令和2年4月 定例会会議録

日時	令和2年4月17日(金) 午後3時30分			
場所	新潟市役所 白山浦庁舎 5号棟3階 教育会議室1			
教育長	前田 秀子			
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	渡邊 純子	
	渡邊 節子		大宮 一真	
	山倉 茂美		五十嵐 悠介	
	小野沢 裕子	欠席委員		
	市嶋 洋介			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (9名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩		
	教育次長	古俣 泰規		
	教育総務課長	渡辺 和則		
	学務課長	加藤 浩志		
	学校人事課長	吉田 亨		
	学校支援課長	山田 哲哉		
	生涯学習 センター所長	枝並 素子		
	歴史文化課長	遠藤 和典		
	教育総務課係長	秋山 悟		
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 3 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (10 件)	議案第 1 号	第 34 期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第 2 号	第 25 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について
	議案第 3 号	2021 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 4 号	2021 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5 号	2021 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 6 号	2021 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 7 号	2021 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 8 号	2021 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 9 号	新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正について
	議案第 10 号	緊急事態宣言の対象地域拡大における市立学校園の対応について
報告 (4 件)	市立高等学校及び中等教育学校の休業中の対応について	
	会計年度任用職員制度移行に伴う規則等について	
	令和3年度全国高等学校総合体育大会について	
	令和3年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより、教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

(異議なし)

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に市嶋委員及び渡邊純子委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案1号 第34期新潟市社会教育委員の委嘱について、生涯学習センターから説明をお願いします。

○生涯学習センター所長

生涯学習センターです。よろしくお願いします。

付議 1 ページをご覧ください。議案第 1 号、第 34 期新潟市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。任期は令和 5 月 2 日から令和 4 年 5 月 1 日までの 2 年間です。学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験の分野からそれぞれ選出させていただきました。委員 11 名中、再任が 9 名で新任の委員は 2 名になります。今期は 11 月に第 62 回全国社会教育委員研究大会新潟大会が開催され、新潟市も 1 つの分科会の発表や運営をすることと、その発表内容が第 33 期の建議の内容等にも関りがあることなどから 33 期委員の再任が多くなっております。公募委員につきましては、選考委員会における選考の結果、基準を満たす応募者がいなかったため、新潟市社会教育委員の公募に関する要領第 2 条に基づき、別途家庭教育の分野から選出させていただきました。参考までに付議 3 ページに 33 期の委員の名簿を掲載させていただいております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

それでは、議案第 1 号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、そのようにします。

次に、議案第 2 号、第 25 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について、歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。よろしくお願いします。

付議 5 ページ、議案第 2 号、第 25 期新潟市文化財保護審議会委員

の委嘱について説明いたします。

文化財保護審議会委員は、新潟市文化財保護条例第 12 条から第 14 条までの規定に基づいて委嘱しています。定数は 11 名、任期は 2 年となります。現在の第 24 期委員の任期は、令和 2 年 5 月 31 日まででございまして、次期第 25 期委員の任期は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 2 年間でございます。

文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物などジャンルが幅広いため、専門家による委員によって構成されております。

委員候補の所属、専門分野、委員年数等は一覧表に記載しております。

6 ページに第 25 期の委員としてお願いしたい方、7 ページに現在の第 24 期の委員を記載しております。

はじめに、7 ページをご覧頂きたいと思います。現委員のうち、名簿の一番上の橋本博文委員と上から二番目の原直史委員でございますが、今期をもってご勇退いただくことにしたいと存じます。

続いて 6 ページをご覧いただきたいと存じます。橋本委員の後任は名簿の一番上にございます、奈良大学名誉教授の坂井秀弥さんをお願いしたいと存じます。考古資料や史跡等を専門にされていらっしゃる研究者で、今後、史跡等の調査で活躍いただきたいと考えております。原委員の後任は二番目の上越教育大学大学院教授の浅倉有子さんをお願いしたいと思います。近代史を専門にされている研究者で現在、新潟県文化財保護審議会の委員をされています。今後、史料の調査などでもご活躍していただきたいと思っております。

その他 9 名の委員につきましては、引き続きお願いしたいと思います。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○田中委員

平成 30 年の 4 月の定例会の際に第 24 期の委員を検討する中で、私のほうから 11 名中 7 名、半分以上が新潟大学の教員であるということ、そして、委員の年数が長いということを指摘させていただき、検討いたしますとお話ししていただきました。

そういう点で、今回非常にいい形で次の委員を選んでいただいたのではないかと思います。

○教育長

他にございますでしょうか。

それでは、議案第 2 号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、そのようにします。

次に、議案第 3 号から議案第 8 号、教科用図書採択に関する基本方

針については、関連がありますので一括して審議します。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課です。よろしくお願い致します。

2021 年度使用新潟市立学校用教科用図書支度に関する基本方針について、議案第 3 号から第 8 号について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、2021 年度使用教科用図書の採択について説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、4 年間同一の教科用図書を使用することとなっています。小学校は昨年度、2020 年度使用の新学習指導要領に準拠した教科用図書を採択いたしましたので、2021 年度も同一の教科用図書を使用することになります。中学校は今年度、2021 年度から全面実施となる新学習指導要領に準拠した教科書を採択いたします。以上を踏まえて 2021 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

資料付議 9 ページをご覧ください。まず、小学校用図書採択に関する基本方針についてです。一点目、2020 年度と同一の教科用図書を採択します。二点目、採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。三点目、学校経営や学習指導に任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考します。四点目、教科用図書の支度は、審議委員会の答申に基づき教育委員会が決定します。小学校教科用図書については、以上です。

付議 11 ページをご覧ください。中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。一点目、特別な教科、道徳を含めた採択となります。それ以降は、先ほどの小学校用教科用図書採択に関する基本方針の概要と同様でございます。中学校用教科用図書については、以上です。

付議 13 ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程陽教科用図書支度に関する基本方針についても中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

付議 15 ページをご覧ください。特別支援学校、特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。一点目、一般図書の採択を行います。二点目、採択に関しては、無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。三点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。四点目、図書の採択は、審議委員会の支度に基づき教育委員会が決定いたします。特別支援学校、特別支援学級用教科用図書については、以上で

す。

付議 17 ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。一点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によりまして、教育委員会が行うこととなりますが、採択にあたりましては、各学校がそれぞれの教育課程に即して教職員の意見や希望が反映されるようにいたします。二点目、校長にその学校に適する教科用図書を次に四つの項目によって選定させ、その結果を尊重して採択いたします。一、自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること、二、文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書比較検討を組織的、計画的に行うこと、三、選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること、四、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること、高等学校用教科用図書については、以上です。

付議 19 ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が 2021 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

それでは、議案第 3 号から議案第 8 号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、そのようにします。

次に、議案第 9 号、新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正について、学務課から説明をお願いします。

○学務課長

学務課です。よろしくお願ひします。

議案第 9 号、新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正についてです。付議の 21 ページをご覧ください。

改正の理由といたしましては、令和 2 年 5 月 7 日に新潟市教育委員会事務局がふるまち庁舎へ移転することに伴いまして、移転前の所在地等が記載されている入学通知書及び転入学校指定通知書の様式から所在地等を削除するなど所要の改正を行うものです。

25 ページ新旧対照表をご覧ください。改正後の様式では、所在地や問い合わせ先の電話番号を記載しておりません。これは、今後の変更も想定しまして様式上の記載を行わないこととしていますが、実際に発送する際には、所在地及び電話番号等を記載することで引き続き丁寧な対応に努めていきます。

施行日につきましては、ふるまち庁舎移転日である令和 2 年 5 月 7

日としております。説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○田中委員 お願いします。付議 25 ページをご覧ください。左側が新しいものですよ。左側の「中学校入学についてのお知らせ」の中の 5 行目、なお書きのところに「なお、小学校や中学校入学説明会で」という文言があります。「小学校や中学校入学説明会」というのは、よく考えると「小学校」は学校そのものを指しているし、「中学校入学説明会」は会をさしていますよね。並列になっているところが少し分かりにくくて、現行の方は、「また、現在通っている小学校で一括して」と書いてあります。新しいほうも「なお、現在通っている小学校や中学校入学説明会」とした方が分かりやすい感じがします。

○学務課長 委員ご指摘とおり、分かりにくいところもありますので、検討させていただきます。

○田中委員 もう一点、26 ページですが、これも左側が新しい様式ですよ。真ん中あたりに「異動する人」というところで、名前を書くところがあります。ここをみると、「氏名(フリガナ)・性別・続柄・生年月日等を記入してください。」とあります。ところが、性別や世帯主との続柄が「※省略」とあります。記入してくださいと書いてありながら省略とあるのはどうしてなのでしょう。

○学務課長 性別につきましては、新潟市では記載しないということになっていますが、少し文章がおかしくなっていますので、修正させていただきます。

○田中委員 そうすると、そもそも性別や続柄を書く欄がいらぬのかなとも思います。

○教育長 他にございせんでしょうか。

それでは、ただいまご指摘のあった点を修正うえということで、この議案については、承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのようにします。

次に、昨日の緊急事態宣言の対象地域の拡大を受けまして、追加の付議事件として議案第 10 号「市立学校園の対応」についてお諮りしたいと思います。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 よろしく願いいたします。

皆様すでにご存じのように、非常事態宣言が全国に拡大されました。これを受け、県から何らかの要請、例えば、小中学校の休校要請が出される可能性がございます。新潟市ではこれまで学校再開の継続、休校の両面から準備をしてまいりましたが、今日、明日、明後日中に仮に県知事から市町村立学校を対象に休校の要請があった場合、すでに休校している市立高等学校、中高教育学校に加えて 4 月 23 日木曜日から 5 月 10 日日曜日まで市立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を休

校措置にしたいと考えております。なお、この場合、小学校一年生から三年生、特別支援学校、小中学校の特別支援学級在籍で自宅で一人で過ごすのが困難なお子さんについては、3月と同様に学校で預かる予定です。

三日間の準備期間を取るのには、休校期間中の学習、感染予防対策、家庭での過ごし方等について、丁寧に確実に指導するとともに子どもの心をしっかり安定させてから休校したいと考えていることからです。

もし、県から要請があった場合、このような措置をとることについて、ご審議願います。よろしくお願いたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○渡邊節子委員

お願いします。

今回、休校にするのかどうするのか、迷うところではないかと思えます。子どもの成長や安心できる場ということを考えると、学校が支えになっているおさんは大変多いのではないかと、特に低学年には多いのではないかと思えます。

一方で、今の感染状況の拡大を考えると症状がなくても感染していることが、数としては少ないのかもしれませんが、考えられることだと思いますので、休校になることも意味がありますし、どちらにしても難しい判断だと思いますので、もし要請があったら休校した方がよいのではないかと感じます。

その時の三日間の準備期間というのが本当に大事だなと思ひまして、前回の休校の時はあまりにも突然で子どももそうですし、親御さんも心配だったと思ひますし、先生方も短い時間での準備が大変だったと思ひます。三日間の準備期間はぜひ取っていただきたいと考えます。

○山倉委員

県からの要請がとおっしゃいましたが、新潟市独自で考えるというのではなく、あくまでも県から判断がくるということでしょうか。

○学校支援課長

非常事態宣言となった場合に、宣言するのが県知事となります。特措法に基づいてということになります。

○山倉委員

県が決めて、こちらに従うということになるのでしょうか。

○学校支援課長

要請があるかどうかということになります。

○山倉委員

要請ということは、「しません」ということも可能なのでしょうか。

○学校支援課長

可能です。

○小野沢委員

県知事が要請をいつするかというのは分からないわけですね。例えば、昨日の段階では今現在、県のやってること以上のものはないという発言もありました。今日はまだそこに踏み込んだものは私は聞いていないのですが、いつ、今日が金曜日ですから、土曜、日曜を挟んで月曜日に何かしら動きがあるかで23日という設定なのではないでしょうか。

○学校支援課長

そういった動きも勘案してでございます。県からの要請がいつくるのか我々も注視していますが、それとは別に子どもたちや学校にしっかりと

準備期間をとっていただきたいということもございまして、三日間の余裕を持ちたいということが現段階での考え方です。

- 小野沢委員　　そうすると、今現在、学校はあるわけですね。来週の月曜日は今の段階では通うわけですね。
- 学校支援課長　　そうです。
- 小野沢委員　　その時に出たら、そこから三日間ということでしょうか。
- 学校支援課長　　月曜も含めて三日間になります。
- 小野沢委員　　20日、21日、22日に準備をして23日からですね。
21日になった場合は24日からになるのでしょうか。
- 学校支援課長　　正式な通知を出した日を含めて三日間と考えていますが、それはいつ出るかによるのですが、現在の予定としてそのように考えています。
- 小野沢委員　　途中で子どもたちが学校へ来るといったことは予定にはないですか。
- 学校支援課長　　人との接触を減らすという趣旨を踏まえたと期間中の分散登校については、もしそうなった場合、行わない予定でおります。
- 渡邊純子委員　　4月23日から、要請があった場合、予定ということですが、三日間の余裕の方が、学校や保護者の心構えなどは考慮されるのですが、前回の臨時会の際に、ガイドラインを示され、クラスの中に一人の児童がコロナに感染した場合は、学級閉鎖や段階を追って色々な処置をするということでしたが、もしそれがもっと早い段階で出た場合は、児童から感染者が出たとか、そういったときはどうなるのでしょうか。
- 学校支援課長　　もし月、火、水の間に関係者から感染者が出たらガイドラインに沿って、想定通りの対応を行います。
- 市嶋委員　　学校でやむを得ず預かるしかないご家庭のお子さんに関しては、小学校で過ごすという方もいるし、ご家庭で一人で留守番することに不安だなという年齢の子も、そうするしかないのかなとも思うのですが、学校での預かっている間、授業をするのか、学習をするのかどういう体制で子どもたちを守っていくのですか。
- 学校支援課長　　全員がそろっているわけではございませんので、授業は行いません。ただ、3月の臨時休業の折に、学校の様子なども見に行ったのですが、学校の校時表の時間帯に沿って、何時間目には読書しようとか、何時間目には自分で考えた勉強しようとか、学校の方では規則正しい時間の中で、子どもたちが自分で何をやるのか考えながら過ごしています。
- 市嶋委員　　保護者の方に対しても、どうしても仕事に行かなければいけない人と、正直、学校に預けてれば楽だなという人も必ずいらっしゃると思うので、要請の趣旨を保護者の方にきちっと理解していただいて、なるべく家にいるのが前提だということを学校からも強く伝えていければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 五十嵐委員　　よろしくお願いいたします。要請があったという前提になりますが、前回3月にこのような形で一か月の休校があったところですが、学習の遅れという部分と家庭でどのように対応しているかという部分が、先生方のほう

もなかなかうまく伝えることができなかつたのかなと思います。今、テレワークということもありますので、ぜひご家庭と地域と、そして学校がうまく連携が取れるような体制を23日に仮に休校になった場合、しっかりと連携がとれるような形を学校にお伝えしていただきたいと思います。

○市嶋委員

休校の期間は、要請があればまた延びることもあるのですか。

○学校支援課長

県がどのような形で要請するかにもよりますし、新潟市は高等学校をすでに5月10日まで休校にしておりましたし、部活動も10日までということにしておりましたので、現段階でもし休校になった場合は、そこにまずは設定しようということで、その時の状況によってまた期間は設定しようと思っております。

○田中委員

確認ですが、県からの要請がいつ出るかによるけれども、先ほどからのお話では三日間の準備期間は必ず設ける、したがって、23日に要請があった場合は、23、24、25の三日間は準備期間を設けるということによいでしょうか。

○学校支援課長

現段階では、学校の方も休校が正式に決まってから三日間は準備をする期間はとりたいと思っております。それが先に続くようだと、心配な面もありますので、そこは状況を見ながらということもありますが、原則的には三日間は準備期間として取りたいと思っております。

○田中委員

ぜひお願いしたいのは、休校中の子供たちの過ごし方です。学習面の事も今お話がありました。例えば、世の中をみていると、小学校の子どもたちはわりと学校から言われたことを一生懸命守ろうとして家庭で過ごしているケースが多いのですが、年齢が高くなるとややどこかへ出歩いたりというケースも無きにしも非ずだと思います。ですので、きちっとした休校中の過ごし方を子どもたちへ指導していただきたいと思っておりますし、また一方では、報道などを見ますと、子どもが、子どもだけで家庭にいたところへ泥棒が来たとか、不審電話がかかってきたとか、そういう色々なことが想定されます。そういったことも含めて各学校で子ども、家庭、地域に十分に周知していくようにお願いします。

○大宮委員

田中委員が言われたように、中学生くらいだと休校期間中に土日がありますと、駅前や万代地域などに遊びに出かける生徒も3月の時には見られましたので、休校期間中、仮に土日であったとしても外出は控えるように、親としてもしっかり言わなければいけない部分もありますが、学校としても生徒にしっかりと指導していただければと思います。

もう一点、先ほど休校期間中は部分的でもしないという方向でしたが、小学生だとしっかりと家で学習なり、親から言われたことを思うのですが、中学生くらいになると生活が乱れ、昼くらいまで寝ているとか、昼夜が逆転するようなことも聞きますので、そういった意味でも週一回とか、登校させていただきたいとも思いますが、それは学校の裁量になるのか、地域によっても違うのかもしれませんが、少し考えていただくと休校明けからの生活がスムーズにいくと思っております。まるまる家庭の方

にお任せだけではなかなか厳しいのかなとも思いますので、できるだけであればお願いしたいなと思います。

○学校支援課長 分散とは言え登校することや家庭訪問することは現実的には難しいかなという認識はしています。ただ、電話などで生徒の声を聴きながら様子を聞いて、話をするということは可能かなと思っています。

○渡邊節子委員 家庭訪問などは難しいという話ですが、例えば、虐待が疑われたり、虐待ではないにしてもここ最近家族の中での関係がうまくいってなくて、気になるお子さんの場合には個別の対応が必要でないかなと感じました。

もう一点、要請があればということで、先ほどからお話がありますが、新潟市の感染状況が変わってきたら、県からの要請がなくても新潟市として休校を考えるという判断もあると思います。新潟県の中で新潟市が一番感染が拡大しているわけですので、待つだけでなく、専門家の先生のご意見を聞きながらになると思いますが、休校の方に舵を切ることも必要ではなかなと思います。

○学校支援課長 専門家の先生から、日々状況は変わっているので、その時々状況を冷静にみて、どうすることが一番いいのかということとその時その時判断いただきたいという助言もいただいておりますので、委員から言われたことを念頭に置いてまいりたいと思います。

○市嶋委員 三日間の猶予の期間中の子どもたちは、休ませられるご家庭は一日でも早く休むのか、それとも三日間は必ず登校して一斉に休校に入るのか、それはご家庭の判断にある程委ねるという形でよろしいでしょうか。

○学校支援課長 これまでも自主的に休んでいるご家庭もありますので、同様に対応します。

○市嶋委員 学校からはどういうふうに案内するのですか。休める方は早く休んでくださいというのですか。

○学校支援課長 早く休んでくださいとは言わないです。

○市嶋委員 今日のニュースで、自覚症状がない時期が一番感染力が高いというのをみましたので、そういったことを考えれば、感染を防止させていのであれば、一刻も早く休めるご家庭は休んだ方がいいのかなと思いました。

○学校支援課長 学校のほうから休んでくださいという言い方はできないと思います。

○市嶋委員 登校できますよという言い方ですか。

○学校支援課長 これまで同様に、不安という方は自主的に欠席するというスタンスで、学校から積極的に心配な方は休んでくださいという言い方はしないつもりです。

○市嶋委員 三日間の猶予がどういう目的で猶予しているのかが、ちゃんと保護者に伝わるといいのかなと思います。仕事の都合をつけるための三日間なのか、ご家庭にいるための準備期間なんだよということですよ。

○学校支援課長 もちろん、それもありますが、子どもの事を第一に考えて、前回の休校

は突然学校が休校になってしまったので、また同じことをした時の子どもの不安定さは計り知れないところがあると思います。一回学校が始まって、ようやく軌道に乗ってきて笑顔が戻ってきてというところで、また突然終わってしまうということのないように、また、感染と違う意味でのフォローをしっかりとやりたいという意味での三日間はなんとかとりたいなと思っております。

市嶋委員のおっしゃるのはよく分かりますので、不安な方は自主的に欠席することになると思います。

○田中委員

課長が言われたことは、まさにその通りだと思います。大人でさえも今のこの状況に閉塞感というか、先が見えない切なさや厳しさを感じています。生活がかかっている方も多くいると思います。子どもたちを考えたときに、3月に明日から休みだと突然言われて、中には卒業する子もいて、そして、自分が明日どうなるか子どもたちでさえも分からないし、見えないし、不安だし、大人以上のものを抱えているのではないかと思います。ですから、あの子たちがこの「またか」という感じにだけはさせてほしくない。仮に休校になった時には、この三日間は丁寧に丁寧に子どもの気持ちを汲み取って、必ずすばらしい日が来ることを、希望を持たせてやっていってほしいです。そうでないと、特に今年の一年生は本当であれば桜の下で入学式を迎えて気持ちがいいスタートを切るはずなのに、それがうまくいかない、そして、すべての子どもたちがつらい思いを抱えていると思いますので、ぜひこの三日間で十分に、どの学校も丁寧にやっていただけたらと思いますが、伝えてほしいと思います。

○小野沢委員

前回休校のときに、学童保育に子供たちが通っていましたよね。それと同じことは今回もありますか。

○学校支援課長

こども政策課の方で考えています。

○小野沢委員

前回のときに、通っている子どもたちが多い学校があつて、余計密集していたという情報もありますが、そのへんの対策は何かありますか。

○学校支援課長

そこにつきましても、三つの蜜の状態を避けることから学校の方で積極的に学校施設を開放し、さらにそこを見守る人員といたしまして、人手が足りないということから、前回の休校の時にも申し上げましたが、特別支援教育支援の支援員であったり、教員のOBから協力を得まして、何とか分散して過ごすことができる体制がスタートしたところでしたので、その体制を継続していきたいと思っています。

○小野沢委員

休校中もその体制を維持するということですか。

○学校支援課長

今後、こども政策課と連携しながら、具体は詰めていきたいと思いますが、これまでと同様の対応を継続できればと思っています。

○小野沢委員

授業があつた時に利用していた時よりも多くの子どもたちが、そこへ行きたいと思うと思いますが、それは受け入れてもらえるということですか。

○学校支援課長

人数に応じて分散する体制を組んで、学校と放課後児童クラブでよく話し合ったうえで、そういうことになると思います。

○五十嵐委員 確認ですが、新潟県から要請があった場合、三日間の日程を取ったうえで休校措置に入るというのは市としての方針だと思います。田中委員と市嶋委員がおっしゃったことに繋がってくるのですが、仮にこの土日の間に新潟県から、月曜日から休校してくださいという要請があったとしても新潟市としては、先ほどの話を踏まえて三日間の準備期間をとるということによいでしょうか。

出席に可否については、市嶋委員のご回答されたように、不安に案じている保護者がいらっしゃれば、任されますけれども、基本的には突然休みになるということは繰り返さないために、準備期間をとるということによろしかったでしょうか。

○学校支援課長 その通りです。

○教育長 それでは、議案第 10 号については、承認するということがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように決定します。

第3 報告

○教育長 次に日程第3 報告に入ります。

はじめに、市立高等学校及び中等教育学校の休業中の対応について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 新教支第 128 号と書いてあるものでございますが、市立の高等学校、中等教育学校につきましては、4 月 8 日付で時差通学、分散登校をお願いしたところです。万代高等学校は、20 分始業時刻を遅らせましたし、高志中等教育学校は、もともと他の高校よりも早い時間でございましたし、明鏡高等学校は、もともと 9 時始まりということで、市立 3 校は、ちょうど 3 校がうまく分散する形が取れていたのですが、やはり電車、バス、そして駅で不特定多数の大人と接する機会があることがなかなか回避できないことから、市立 3 校につきましては今週水曜日から臨時休校に入っております。期間は 5 月 10 日日曜日まででございます。

現在、各学校では文部科学省からの通知を参考にしながら分散登校等も工夫しているところでありますけれども、緊急事態宣言の状況や小中学校の取り組みによっては、高等学校の分散登校も焼酎に合わせるということで考えているところです。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○田中委員 臨時休業中の学習指導等についてというものが出ていますが、これについてもいいですか。

今日の資料の一番最後についている資料ですが、この中で、ICT 端末による通信環境についてとありますが、国の資料では、ICT 端末の貸し出しということも書かれていますが、生徒へ貸し出しなどは考えていますか。

- 学校支援課長 現段階では考えていません。
- 田中委員 市立3校の中で、オンラインでの授業をやるような方向はありますか。
- 学校支援課長 以前、新聞でも取りあげられておりましたが、高志中等教育学校ではクラッシーというものを活用して、家庭学習の指導、支援をする予定でしたが、最近記事が出ていましたが、不正アクセスの関係で一時停止している状況ですので、今はそれが使えない状況ですので、当面はホームページで家庭学習の指示を行っているようです。
- ズームという対面で映像を見ながら授業ができるようなものを検討しているということで、まだ実施には至っていませんが、可能性は探っています。
- 田中委員 3校ではオンラインはやっていないということですか。
- 学校支援課長 検討中です。
- 教育長 それでは、次に、会計年度任用職員制度移行に伴う規則等について、教育総務課から説明をお願いします。
- 教育総務課長 よろしく申し上げます。
- 私からは、会計年度任用職員制度移行に伴います規則の改正等について一括して説明いたします。
- 資料は報告1から報告の54までとなっておりますが、報告にあたりましては、報告1の一覧表をもとに説明させていただきます。
- 規則等の説明をする前に、改めまして会計年度任用職員制度の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。
- 会計年度任用職員制度とは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日より、それまでの非常勤・臨時職員制度が移行したものでございます。従来、地方公務員の非常勤・臨時職員は、多様化する行政需要に対応するため増加傾向にある一方地方公務員法が適用されない特別職として任用されておりました。会計年度任用職員制度は、こういった問題解決するため、非常勤・臨時職員の制度を見直し、一般職であれば課される守秘義務等の公共の利益保持に必要な諸制約を課すとともに、適正な任用・勤務条件を確保することを目的に創設された制度でございます。
- 続きまして、制度移行に伴います教育委員会規則・規程の制定、一部改正及び廃止につきまして、ご説明させていただきます。
- これらは、本来であれば3月の教育委員会の定例会で付議事件として上程すべき案件でございましたが、市長部局との調整が整っていませんでしたので、この間教育長代理とさせていただいたものでございます。
- はじめに、NO.1になります。新潟市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規則の制定でございますが、こちらは、新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、非常勤講師の基本報酬を定めるものでございます。

NO.2, 新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正につきましては、学校に勤務する常勤講師の休暇制度を会計年度任用職員と同等の内容に変更するとともに、非常勤講師にかかる制度を会計年度任用職員の例によるものと規定を変更するものでございます。あわせて、会計年度任用職員となる非常勤講師の給与関係の規定は、先ほどの報酬に関する規則の方で規定されることから、当該規則から削除するものでございます。

次に、NO.3, 新潟市教育委員会会計年度任用職員人事評価規程の制定及び次の NO.4 新潟市教育委員会人事評価実施規程の一部改正、また、NO.5 新潟市教育委員会教職員人事評価実施規程の一部改正、こちらにつきましては、それぞれ会計年度任用職員に対する人事評価の実施が義務化されたことによる制定及び一部改正となります。

No.3 におきましては、人事評価にかかる基準及び方法に関する、その他人事評価に関し必要な事項を定めるとともに、現行の一般職に対する人事評価規程から会計年度任用職員を除くため、No.4 と No.5 の規程の一部改正を行ったものでございます。

次に、NO.6 新潟市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正は、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、教育長が学校長へ事務委任を行う項目から臨時職員及び臨時教育職員の規定を削除するものでございます。また、あわせて、地域学校グループおよび地域学校事務支援グループを地域学校事務支援室に改めるものでございます。この改正につきましては、会計年度任用職員制度とは関係なく、3月の教育委員会定例会で付議させていただきました新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次に、No.7 新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正につきましては、短期雇用の臨時職員及び非常勤職員の任免につきまして、会計年度任用職員に改めるほか、会計年度任用職員の給与及び報酬の決定を行う所属を規程するものでございますし、No.8 新潟市社会教育指導員の設置等に関する規則の廃止につきましては、教育委員会におきまして、学社民の融合による人づくり・地域づくり・学校づくりを推進する中で、地域の社会教育に対する理解と認識が深まり、職員の資質向上が図られていることから、今後社会教育指導員を任命する必要がないと判断いたしまして、規則を廃止するとうものでございます。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。

○田中委員 報告 31 をお願いします。

この 2 番、規程案の概要というところですが、「改正地方公務員の施行」でしょうか。「地方公務員『法』」が入りますか。

○教育総務課長 「法」入ります。

- 田中委員 報告 33 の人事評価表の保管ですが、30 年間保管するとあります。これは新潟市が市の職員に対してそうなのであると思いますが、すべての人事評価表を 30 年間保管ということですよ。相当な量になると思うのですが。
- 教育総務課長 原則、そういうことになりますし、現在では人事評価システムという形でシステム化をされているところから問題は一定程度解消されるのかと思いますが、会計年度任用職員では一部紙ベースでのものもあつたりしますので、そういったところは今後しっかりと管理をしていこうと思っております。
- 田中委員 文科省などのものをみると 5 年となっているものを見ます。これは規程なので、どうしようもないのかとも思います。データとして、保管されているということでしょうか。
- 教育総務課長 市長部局と同じ規定となっておりますので、市長部局とあわせて管理をしています。
- 教育長 他にございますでしょうか。この件については、以上でよろしいでしょうか。
- それでは、次に、令和 3 年度全国高等学校体育大会について、学校支援課から説明をお願いします。
- 学校支援課長 よろしくお願ひします。
報告 55 ページをご覧ください。
令和 3 年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが新潟市に参ります。ブロックごとで開催をしていますが、3 年度は北信越ブロックが担当する大会となりまして、主管は福井県となります。
新潟県内の開催地は新潟市、長岡市、上越市、糸魚川市でございますが、新潟市では、女子バスケットボールと新体操競技が行われます。開催時期は、記載のとおりでございます。
今年度のインターハイにつきましても、今後どういう状況になるかわかりませんし、東京オリンピック自体が令和 3 年度の夏の時期に動いているということで令和 3 年度のインターハイにつきましてもまだどうなるかわからない状況もございますけれども、今年度から立ち上がりました高校総体準備室、総勢 10 名のスタッフでスタートしております。
室長は教員 OB でありますし、江端、増子につきましては、高体連からの派遣ということで、高等学校に在籍しながらの勤務となります。主管・係長は、もともと市の職員ですし、5 人の室員につきましては、期限付き雇用となります。
ゼロからのスターでありますが見通しを持ちながら粛々と準備をしていきます。
- 教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。
- 田中委員 準備室は支援課の部屋の中にあるのですか。

○学校支援課長 支援課の中になんとかスペースを作って執務をしていただいております。

○田中委員 ふるまち庁舎ではどうなりますか。

○学校支援課長 同じように支援課のところで執務をしますが、場所は少し広くなります。

○教育長 他にございませんでしょうか。

それでは次に、令和3年度新潟市立学校教育採用選考検査の概要については、公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開し、報告いたします。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4 次回日程についてです。教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 次回の日程でございます。5月の教育委員会定例会につきましては、5月29日(金) 午後3時30分 からを予定しております。

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第5 報告(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、報告案件に入ります。

令和3年度新潟市学校教員採用選考検査の概要について、学校人事課から説明をお願いします。

(令和3年度新潟市学校教員採用選考検査の概要について報告)

第6 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 市嶋洋介

署名委員 渡邊純子

